平成２９年（フ）第１７８号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目12番37号逆瀬川ロイヤルハイツ403
債務者　神木亜矢子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県南あわじ市市青木144番地４
債務者　亀井美保子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
福岡県筑後市大字蔵数269番地１　ＢＲＩＺＺ赤坂ＣＡＮＡＬ407号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
長崎県長崎市西北町７番３―501号、旧住所長崎県長崎市赤迫１丁目７番２号　赤崎アパート１Ｆ
債務者　吉村優規子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
宮崎市月見ケ丘３丁目４番14号
債務者　長友　知子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１４号
宮崎市大字本郷北方2192番地２　ミオ・アルカサールＡ棟203号
債務者　森　　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２１号
宮崎市太田１丁目３番31号　コーポ大淀201号
債務者　小城　裕祐
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２２号
宮崎市花山手東２丁目５番地４
債務者　衞藤　洋介
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８３号
茨城県取手市井野１丁目１番９―106号、前住所東京都中央区入船３丁目４番３―601号
債務者　上岡　　愛（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
岐阜市清本町10丁目８番地　（ライオンズマンション岐阜清本町　401号室）
債務者　福田　　迅
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野353番地２　エクセレント翔202号
債務者　坂田　浩彦
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
熊本市中央区平成２丁目17番20号　カーサ平成407、前住所熊本市中央区八王寺町13番９号　内田荘Ａ－２号
債務者　内濱　良太
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８３号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2565番地１　グループホームととろの杜、住民票上の住所宮崎県延岡市長浜町３丁目4982番地２
債務者　甲斐　丈博
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４０３号
神奈川県小田原市蓮正寺707番地の71　第15松本ハイツ101
債務者　檜垣　愛子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７６５号
札幌市東区北32条東９丁目３番13―501号
債務者　川村　敦子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１２４号
札幌市北区新琴似４条16丁目２番６号
債務者　吉田　恵司
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部